

令和4年10月吉日

お客様各位

いわき信用組合

電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年11月4日に設立される電子交換所における手形・小切手の交換業務開始に伴い、当座勘定規定および手形・小切手用法を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定日以前より当座勘定をご契約いただいているお客様にも改定後の規定・用法が適用されますのでご了承をお願い申し上げます。

記

1. 改定日 : 令和4年11月4日(金)
2. 改定対象:
 - ①当座勘定規定(一般用、専用約束手形用)
 - ②手形・小切手用法
3. 主な改定内容:
 - ①当座勘定規定
 - ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および同期限経過後の取扱規定の追加
 - ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
 - ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除
 - ②手形・小切手用法
 - ・チェッカーライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
 - ・使用可能文字の一覧を追加
 - ・金額欄、金融機関名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加
 - ・用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄)の追加

以上